

## 第 19 連結散水設備

## 1 散水方式

湿式配管方式とし、散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

## 2 散水ヘッド

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和 40 年自治省令第 2 号)に定める標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)で、感度種別は 2 種のものを用いること。
- (2) 規則第 30 条の 2 第 2 号から第 5 号までに定めるもの(散水ヘッドを設けなくても良い部分)のうち、その他これらに類する部分とは、次表に掲げる部分とする。

	規則第 30 条の 2	その他これらに類する部分
第 2 号	便所、浴室	洗面室、シャワー室
第 3 号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、 放送室、中央管理室
第 4 号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
第 5 号	エレベーターの昇降路、 リネンシュート、パイプダクト	吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、ダムウェーターの昇降路

- (3) 散水ヘッドの取付け方法は、規則第 30 条の 3 第 1 号及び第 2 スプリンクラー設備 5 (1) (エを除く。)に定めるほか、次によること。

ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。

イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

## 3 配管

第 1 屋内消火栓設備 4 (1)、(3)から(12)まで及び(18)に準ずるほか、次によること。

- (1) 送水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し、散水ヘッド数が均一となるように設定すること。
- (2) 管口径は、散水ヘッドの取付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

散水ヘッドの 取付け個数	1	2	3	5 以下	10 以下	20 以下
管口径 ( A )	25	25	32	40	50	65

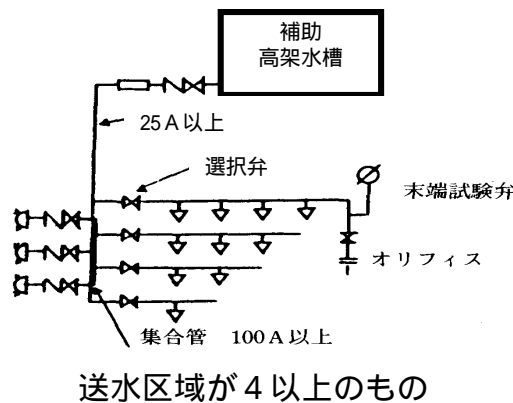
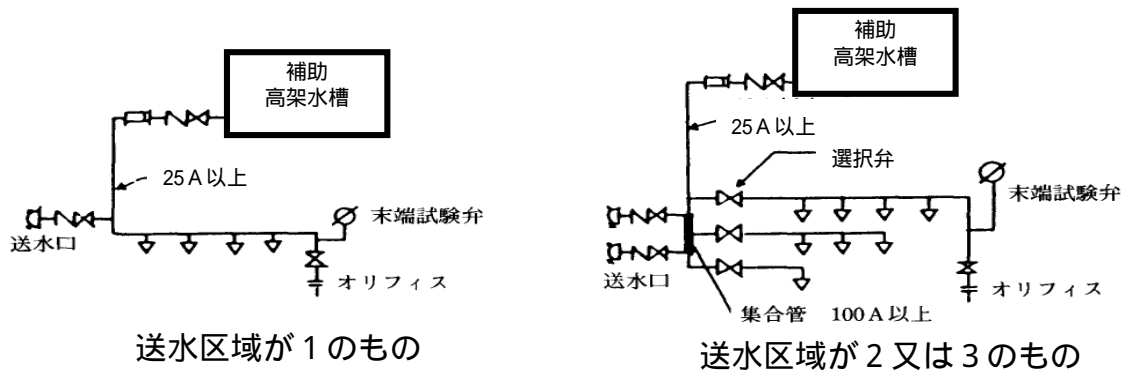
(3) 送水区域は、次により設けること。

ア 送水区域の末端には、第 2 スプリンクラー設備 9(1)から(3)までに準じて末端試験弁を設けること。

イ 送水区域が 2 以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所に選択弁（常時開）を設けること。

ウ 集合管の配管口径は、100 A 以上とすること。

エ 配管系統及び送水口は、次の例によること。



オ 送水区域に対する送水口の数、次表によること。

送水区域	1	2	3	4	5 以上
送水口（双口）	1	2	2	3	送水区域の 1/2 以上 最大 5

#### 4 送水口

送水口は、第 2 スプリンクラー設備 4(3)及び(4)によるほか、次によること。

(1) 送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。

## 第 19 連結散水設備

- (2) 送水口には、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水用）」と表示すること。
- (3) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統及び送水圧力を明示した大きさ 20 センチメートル×20 センチメートル以上の標識板を設けること。